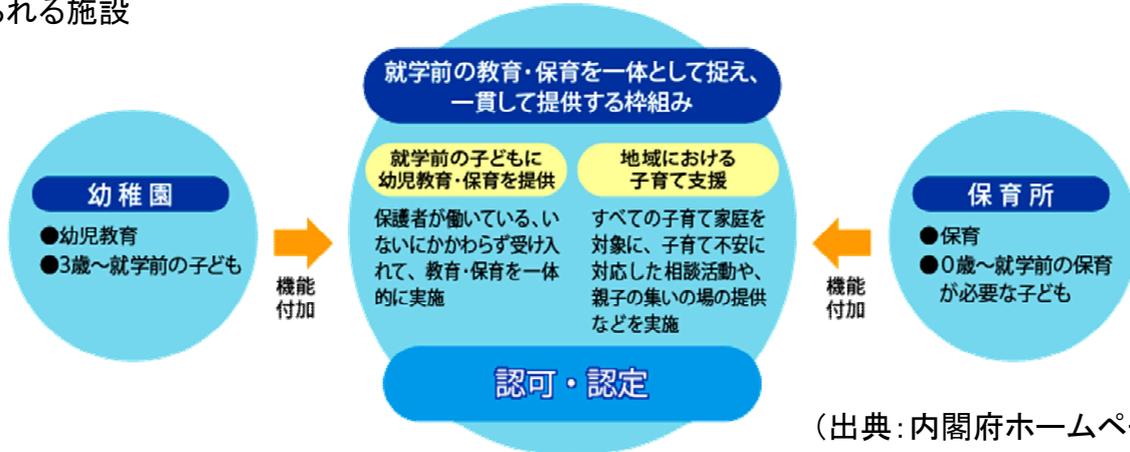


認定こども園の需給調整に係る特例措置の取扱いについて

1 認定こども園の役割・機能

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設



2 国の方針

(1) 教育・保育提供区域において供給(受け皿)が需要(ニーズ)を上回る場合は需給調整を行うことができる。(=認可・認定しないことができる)

(2) ただし、既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合には、供給過剰地域においても認可・認定を可能とするための需給調整の特例が設けられている。

3 本市の現状(現行の取扱い)

(1) 第二期宮崎市子ども・子育て支援プラン(R2. 3月策定)での方針

「…認定こども園が第一期支援プランにおける目標数を超えて各教育・保育提供区域に普及したことを踏まえ、…待機児童が発生している区域において、量の見込みによる需給状況により必要と判断された場合に限り、認可・認定を行います。」

4 本市の今後の方針

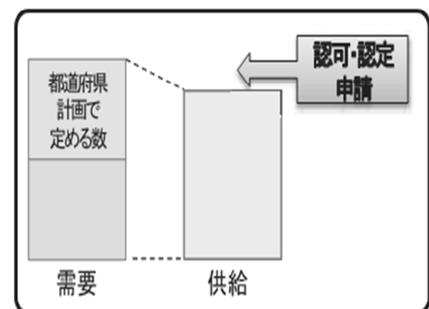
国の方針に則り、需給調整の特例措置を講じ、既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合は、適格性・認可基準を満たす場合には、原則認可・認定する。

○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給
→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



※令和5年度中に、子ども・子育て支援プランの見直し(令和6年4月改訂)に関する審議を予定